

NTLO REVIEW 第25回
～景品表示法改正による課徴金制度の開始～

2016年4月1日から、景品表示法に基づき、不当表示に対する課徴金制度の運用が開始されました。従来から、不当表示に対しては、商品の販売停止や再発防止策の実施などを命ずる「措置命令」が行われていました。今後は、不当表示を行った企業に対しては、「措置命令」に加え、「課徴金」が課されることとなります。以下、その概要を説明します。

1. 課徴金の対象とされる行為

(1) 「優良誤認表示」(法5条1号)

製品・サービスの品質、内容について、一般消費者に対し、実際よりも著しく優良であると表示すること

(2) 「有利誤認表示」(法5条2号)

製品・サービスの値段など取引条件について、一般消費者に対し、実際よりも著しく優良であると表示すること

※自社の表示が「優良誤認表示」、「有利誤認表示」に該当することに気付かず、気付かなかったことについて「相当の注意を怠った者でない」場合には、課徴金の対象となりません(法8条1項但書)。企業としては、適正な調査と検討を経て表示を決定したことを、記録化しておくことが重要です。

2. 課徴金額の算定方法

(1) 計算式(8条1項)

対象期間中の対象行為に係る商品・役務の売上額 × 3%

(2) 対象期間(8条2項)

対象期間：対象行為を行った期間であり、最大で3年間

(3) 自主申告による課徴金額の減額(9条)

自ら申告した場合 50%相当額を減額

(4) 自主返金による課徴金額の減額(10条、11条)

一般消費者からの申告に応じ、購入額の3%以上の額の金銭を交付すれば、課徴金額から返金分が減額

3. 適正な表示のための体制の構築

企業は、「景品類の提供・表示に関する事項を適正に管理するための体制の整備」を義務付けられています(法26条1項)。具体的な体制の内容としては、ガイドラインが企業の講じるべき措置について以下の項目を列挙しており、参考になります。

【事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針(2014.11.14内閣府告示276号)】

- ①景品表示法の考え方の周知・啓発
- ②法令順守の方針等の明確化
- ③表示に関する情報の確認と共有
- ④表示を管理するための担当者の決定
- ⑤表示の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- ⑥不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

不当表示のリスクを低減するために、上記の体制を整備し、製品・サービスの表示の決定前に、表示の妥当性について景表法の観点から関連部署で検討することや、製品・サービスの内容と表示の間に齟齬がないかを定期的にチェックすることが望ましいと考えます。

以上